

事務連絡(安-2022-21)

令和4年8月1日

(配布先)

支店長・副支店長

施工担当部署長、建設所長

副部長・副所長・統括工事長

安全長・安全主任

工事長・工事主任

関西支店

安全環境部長

フォークリフトを用いた作業の管理再徹底について（指示）

過日、当社の新築工事作業所で、車路スロープを後退しながら下りていたフォークリフト（定格荷重 2.2 t）が横滑りして脱輪、転倒した際に、運転していた作業員が床に手を突き骨折するという休業災害が発生しました。

今回の事案は、作業員が当社に無断でフォークリフトを使用していたものですが、鍵の管理に配慮が足りず、当社の責務である労働安全衛生法第29条「関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない」を果たしているとは言えない状態です。

つきましては、同種災害の再発防止のため、フォークリフトを用いた作業の管理について、下記事項を作業所関係者に再徹底させるよう指示します。

記

フォークリフトを用いた作業については、「車両系荷役運搬機械安全作業打合せ票」(別紙)等を活用し、必ず作業内容を確認した上で、鍵の管理を徹底すること

<添付資料>

フォークリフト作業計画書・許可証(関西支店版 関西帳票 V-2-29)

フォークリフト作業に関する関係法令

※この事務連絡は、事務連絡 22-14（令和4年7月27日）安全環境本部発行に基づき作成しました

以 上

フォークリフト作業計画書・許可証

清水建設関西支店
〇〇新築工事 作業所

現場スローガン記入

計画概要略図(作業の方法・場所など)

則151の3

作業内容
作業時間 ～
運転者(技能講習 1t以上)
作業指揮者

統責者		工事長	工事主任	担当者

5. 車両系荷役運搬機械

(1) フォークリフト

○点検、確認事項

・作業計画(則151の3)
・作業指揮者(則151の4)

・制限速度(則151の6)
・誘導員(則151の7)

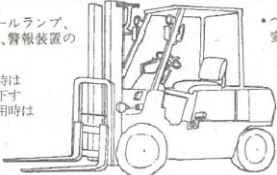
次の事項を作業開始前に点検(則151の25)

・制動装置及び操縦装置の機能
・荷役装置及び油圧装置の機能
・車輪のパンク、変形等の異常の有無
・前照灯、テールランプ、方向指示器、警報装置の機能

・運転手の資格(令20、則36)
最大荷重1t以上…技能講習修了者
最大荷重1t未満…特別教育修了者

・ヘッドガード、マストの変形、亀裂、損傷の有無(則151の22)

・特定自主検査標章の表示(則151の24)



・定期自主検査(月1回)、特定自主検査(年1回)の実施状況(則151の22、151の21)

・パレットの損傷、変形及び腐食の有無(則151の19)

フォークリフト作業時のチェック事項	
始業前・使用中 点検項目	V チェック
1 有資格者にて作業を実施する。 作業指揮者を選任する 令20、則36、則151の4	
2 作業計画を確認し、朝礼で周知する。 則151の3	
3 立入禁止区画を確認する。 混在作業時には誘導員を配置し合図を確認する。 則151の7・8	
4 制動・操作・荷役・油圧装置に異常は無いか。 (ハンドル・レバー・ブレーキ・フォーク・油圧パイプなど) 則151の25	
5 車輪のパンク・変形は無いか。 則151の25	
6 ヘッドライト・テールランプ・ウinker・クラクションに異常は無いか。 則151の25	
7 ヘッドガード・マストにキズ・変形・亀裂が無いか。 則151の22	
8 パレットにキズや変形は無いか。 則151の19	
9 キャブタイヤ等の電線を踏まない。	
使用後の 点検項目	V チェック
10 運転席を離れる時はフォークは地面に降ろし、 キーと許可証を事務所へ返却する。	

年 月 日	
使用業者名	
作業指揮者	
運転使用責任者	
正	
副	

作業計画確認事項		✓ チェック
☐	速度制限	
☐	立入禁止の表示	
☐	作業指揮者の配置	
☐	合図統一の確認	
☐	(混在作業時) 誘導員の配置	

使用機械			
名称・型式等	作業装置	燃料	許容積載荷重(kg)

フォークリフト作業に関する関係法令

元請に関する条文

労働安全衛生法

(元方事業者の講ずべき措置等)

- 第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

※当社は、事業者に対して事業者が講ずべき措置等（法20条）、就業制限（法61条）を順守するよう指導し、法違反があった場合には、是正指示を行う義務がある。

事業者に関する条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

労働安全衛生規則

(作業計画)

- 第151条の3 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第一百五十一条の七までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
- 2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

- 第151条の4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(転落等の防止)

- 第151条の6 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。
- 3 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(接触の防止)

第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(合図)

第151条の8 事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

(立入禁止)

第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(荷の積載)

第151条の10 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
- 二 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

(運転位置から離れる場合の措置)

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

- 2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(車両系荷役運搬機械等の移送)

第151条の12 事業者は、車両系荷役運搬機械等を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬機械等の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

(搭乗の制限)

第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せては

ならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第151条の14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(修理等)

第151条の15 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 第151条の9第1項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

(前照燈及び後照燈)

第151条の16 事業者は、フォークリフトについては、前照燈及び後照燈を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第151条の17 事業者は、フォークリフトについては、次に定めるところに適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- 一 強度は、フォークリフトの最大荷重の二倍の値（その値が四トンを超えるものにあつては、四トン）の等分布静荷重に耐えるものであること。
- 二 上部わくの各開口の幅又は長さは、十六センチメートル未満であること。
- 三 運転者が座つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者の座席の上面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、九十五センチメートル以上であること。
- 四 運転者が立つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者席の床面からヘッドガードの上部のわくの下面までの高さは、一・八メートル以上であること。

(バックレスト)

第151条の18 事業者は、フォークリフトについては、バックレストを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、マストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(パレット等)

第151条の19 事業者はフォークリフトによる荷役運搬の作業に使用するパレット又はスキッドについては、次に定めるところによらなければ使用してはならない。

- 一 積載する荷の重量に応じた十分な強度を有すること。
- 二 著しい損傷、変形又は腐食がないこと。

(使用の制限)

第151条の20 事業者は、フォークリフトについては、許容荷重（フォークリフトの構造及び材料並びにフォーク等（フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。）に積載する荷の重心位置に応じ負荷させることができる最大の荷重をいう。）その他の能力を超えて使用してはならない。

(定期自主検査)

第151条の21 事業者は、フォークリフトについては一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無

- 二 デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他動力伝達装置の異常の有無
 - 三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
 - 四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無
 - 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユウその他制動装置の異常の有無
 - 六 フォーク、マスト、チェーン、チェーンホイールその他荷役装置の異常の有無
 - 七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
 - 八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
 - 九 車体、ヘッドガード、バツクレスト、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査)

- 第151条の22** 事業者は、リフトについては、一月を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しないリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
 - 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
 - 三 ヘッドガード及びバツクレストの異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

- 第151条の23** 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
- 一 検査年月日
 - 二 検査方法
 - 三 検査箇所
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を実施した者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(特定自主検査)

- 第151条の24** リフトに係る特定の自主検査は、第151条の21に規定する自主検査とする。
- 2 リフトに係る法第45条第2項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの
 - イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、リフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、リフトの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの

ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

ニ フォークリフトの運転の業務に十年以上従事した経験を有する者

二 その他厚生労働大臣が定める者

- 3 事業者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第2条第5項に規定する運行（以下「運行」という。）の用に供するフォークリフト（同法第48条第1項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第151条の21の自主検査を行うことを要しない。
- 4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。
- 5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行つたときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

（点検）

第151条の25 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

（補修等）

第151条の26 事業者は、第151条の21若しくは第151条の22の自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生法

（就業制限）

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。